［退職給付に係る注記］

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、教職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,129,078,953円
勤務費用	154,546,901円
利息費用	16,936,151円
数理計算上の差異の当期発生額	△　61,307,174円
退職給付の支払額	△　35,034,155円
期末における退職給付債務	1,204,220,676円

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当はありません。

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,204,220,676円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,204,220,676円
退職給付引当金	1,204,220,676円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,204,220,676円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	154,546,901円
利息費用	16,936,151円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△　61,307,174円
合　計	110,175,878円

⑸　年金資産の主な内訳

該当はありません。

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

該当はありません。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎　割引率　2.2％

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、237,446,953円となっております。

［重要な後発事象］

該当事項はありません。

国立大学法人山口大学令和６事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人山口大学令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年10月17日

山口県山口市吉田1677―１
国立大学法人山口大学
学長　谷澤　幸生

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

資産の部		
Ⅰ．固定資産		
１．有形固定資産		
土地	18,079,547,909	
減損損失累計額	△　2,919,147,584	15,160,400,325
建物	77,749,169,045	
減価償却累計額	△　35,964,911,196	
減損損失累計額	△　20,543,470	41,763,714,379
構築物	4,870,088,551	
減価償却累計額	△　2,740,521,005	2,129,567,546
機械装置	497,915,281	
減価償却累計額	△　280,478,964	217,436,317
工具器具備品	40,600,651,905	
減価償却累計額	△　31,645,667,880	8,954,984,025
図書		7,420,404,896
美術品・収蔵品		102,425,464
船舶	14,183,916	
減価償却累計額	△　13,826,473	357,443
車両運搬具	153,251,170	
減価償却累計額	△　127,123,898	26,127,272
建設仮勘定		4,498,026,800
有形固定資産合計		80,273,444,467